

御母堂、元和四年三月三日逝去、遺骸を寺中へ被移、墳墓于今當寺有之。戒名春譽妙澄大姉と云ふ。とあり。是即ち生母なるべし。さて吾が前田家へ入奥の事は、三州志健齋餘考に、天正九年辛巳冬十月、我が公を以て能登一州の封侯とし、公の前封壤越前府中三萬三千石を世子に賜はり、信長公の翁主と議婚ありて、府中の邸に入奥、合番其式嚴重也。時に翁主七歳也。一説八歳と云ふ。玉泉院殿是也。と見え、有澤永貞の四戰略記に、去年御輿入、越府より夫婦共に見物に上洛あるべしとて、十年五月晦日に府を立ち、安土の屋敷に至り、六月二日上洛ある道勢田にて、本能寺の變を聞きて安土へ歸入、士卒分散し、主従七騎と成る。内室を徵服せしめて士二人を付けて、尾州荒子の舊領へ預け、勢州松ヶ島へ行きて信雄に謁し、光秀征伐のことを談じ、然る上は日野の蒲生氏郷へ先鋒を頼み給へと勧め、その使として日野に到り、氏郷の領掌を聞きて、亦松ヶ島へ行き、信雄を連れて土山迄出でらる。其内に山崎合戰終る。とあり。前田創業記に云ふ。瑞龍院殿依信長之命。携玉泉夫人而上京。六月二日到勢田邊時。信長之草履取一若馳來。

告信長。信忠爲光秀被弑。因命玉泉夫人往尾州荒子舊領。奥村次右衛門。恒川監物等從之。瑞龍院殿欲以小兵到安土。守城起安土。然納家臣之諫歸越府。既而玉泉夫人亦自尾州歸府中。とあり。利家卿慶長四年の遺誠書に、信長公御遠行之刻、安土より其方内儀を引連被逃刻、路次にて、本座・新座の覺可有之。と載せられたり。さて三壺記に、玉泉院殿御歳五十歳にて、元和九年二月廿四日に御遠行也。其の根本利長卿に實子もましまさず、御夫婦共に御心に懸けさせられ、妾の女中方數多被召置。如何成方にも其覺も目出度、末摘花の種も哉、若紫の色々に、神や佛に祈願被成、虎待・日待さまぐの御祈を密々に被遊けり。一つの程よりか御前様も、御中御うとく敷ましませば、提げの水は湯と成りけれども、御歴々の習にて色にも出ましまさず、必ず氣壽のかたまりと成り、いつも御心持例ならせ給はされども、金澤へ入らせられては、御家長久の御願として常善寺と申す遊行寺に、天滿天神堂を建立被成、月並の連歌を御祈禱のために被仰付、料米を被遣、御家は菅家の末流なれば、分けて御崇敬ありけり。然るに第

三年忌の前年の十月、藤澤の遊行上人加州へ廻り來り、其の頃常善寺は玉泉院殿より御祈禱料・連歌料を付けられ繁昌して、小庵も少し廣く成り、遊行上人是に留まりけり。然るに利光卿、玉泉院殿の別而御念比なる寺也、殊に天神堂も建立せられたり。此の寺にて三年忌の法會可被執行とて、入用品及び金銀米錢を被遣、奉行人被仰付、法會念比に執行す。此の時遊行上人訴訟被申上、常善寺と云ふ寺號を除き玉泉寺と改められ、寺の向ひと横町を野町の際迄寺の門前に被下。其後明暦元年は三十三回忌に相當に付き、前年より玉泉寺屋敷替ありて、大伽藍を建立被成、小松より中納言利常卿參詣し給ふ。誠に御父母の御教養念比に被成事、上下感じ奉る也。とあり。右は玉泉君の履歴に關係せざることいへども、略傳の参考に記載す。その巨細は、泉寺町玉泉寺の條下に載す。

○玉泉院丸露地

元和九年玉泉院逝去の後、館舎を取り毀ち、空閑の地と成り居たるを、中納言利常卿此の地に築山等を命ぜられ、夫れより後は廢藩の際まで玉泉院丸の御露地と呼びて、奇

石・樹木・泉水の体、既に二百五十餘年を経たれば、其の風致實に自然の山林にひとしかりしを、廢藩の後は捨地と成り、樹木を悉く伐り取り、奇石共も、明治十三年の秋兼六園に明治紀念之標建築に付き、怪巖奇石に不限、悉く引移し、紀念標の巖石と成したり。

○玉泉院丸露地築造事

菅家見聞集に、寛永十一年中納言利常卿、將軍家御上洛に付、五月下旬上京、八月歸城、玉泉院丸に露地被命、築山・泉水・御亭等出來。是鍛左衛門と云ふ山作りを京都より被召寄被仰付。と見ゆ。三壺記に云ふ。寛永十一年には將軍家光公御上洛。中納言利常卿は、寛永八年十二月江戸へ御參勤、中二年御在江戸の事なれば、久々の御留守として上下待ち兼ねける處、卯月下旬に御歸國、御着城被爲成。借御城中玉泉院殿御屋形の跡を、御露地に可被仰付とて、大橋又兵衛・瀧長兵衛などに被仰付、先づ地形の土をならさせて、泉水などに可被成所の土を町中へ可被下旨觸れられ、毎日掘りて取り行く程に、頓て谷岸と成りにけり。其の間に御上京の用意出來し、御供中も用意調ひ、五月下旬